

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成27年6月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成27年6月2日 午前10時00分 開会
- 3.平成27年6月2日 午前10時42分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	市原巧	住環境課長	古閑政則
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
市民課長	岩下まゆみ	人権啓発課長	下村裕二
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	丸野雄司
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

- 8.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	本田良治
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について（議長）

日程第4 諸般の報告について（市長）

日程第5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

平成 27 年第 4 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、着座のまま御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折に本定例会の開会にあたりまして、全員御出席をいただき、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、この時期になりますと全国的に梅雨に入りまして、集中豪雨などにより毎年甚大な災害が発生しております。特に平成 24 年 7 月には、阿蘇市におきましても九州北部豪雨災害におきまして、これまでに経験したことのない大雨により、各地で土砂崩れが発生し、未曾有の災害が発生しております。従いまして、議員各位には自重自愛の上で地域の災害防止にも格段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 4 回阿蘇市議会定例会をこれから開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、3番、岩下礼治君、4番、谷崎利浩君の兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を行います。

議会運営委員長、古木孝宏君

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告を申し上げます。

議会運営委員会を5月25日、午前10時から開催いたしました。

本定例会の会期日程等につきまして、審議をしました結果、まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が報告10件、承認7件、議案12件及び諮問1件の計30件であることから、会期を本日6月2日から6月25日までの24日間といたしました。

会期日程につきましては、事前に議員各位に配布してあるとおりであります。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告10件、承認7件及び諮問1件以外の12議案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することにいたしました。

議案審議については、ただいま申しましたように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は、御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについて御報告いたします。

まず、一般質問の通告期限であります。6月9日の午後5時までといたしました。質問の要旨については、執行部において万全の準備を整えて的確な答弁ができるよう具体的に記載していただくよう併せてお願いをいたします。

また、質問時間ではありますが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

なお、本日の議会終了後は、全員協議会を開くことにいたしましたので、御出席の程をよろしく申し上げます。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先程配布いたしました別紙報告書を御覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より、平成27年1月分から4月分までの例月出納検査報告書が提出されております。

報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧を願いたいと思っております。

次に、熊本県市議会議長会並びに阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります。

詳細につきましては、後で御覧いただきたいと思っておりますが、5月15日に開催されました阿蘇市町村議長会総会におきまして、毎年開催されております市町村議会議員研修会及びスポーツ大会につきましては、本年度は10月初旬に阿蘇市を会場に開催されることが決定されました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。雨の多い季節に入りました。県の激特事業も工事が進んでおりますが、各方面に気を配り、ぬかりなく治水対策に取り組み、市民の皆様の安全確保に努めてまいります。

それでは、平成27年第4回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、3月定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

最高裁に上告をしておりました「懲戒免職処分取消請求事件」は、4月28日、上告棄却及び上告不受理が下されました。この決定は、飲酒運転撲滅に向けた時代の要請や「飲酒運転は許されるべきものではない」といった社会感覚から大きく乖離したものであるとともに、運転距離や事故の有無を基準とされた司法の判断に深く疑問を抱くものでありますが、最終判断として受け止めざるを得ず、市民の皆様方に深くお詫びを申し上げます。

市としては、「飲酒運転は犯罪である」という認識の下、「飲酒運転に関する懲戒処分の指針」を見直すことなく、今後も毅然とした態度で臨むとともに、引き続き再発防止はもとより、全職員挙げて飲酒運転撲滅と交通安全運動に立ち、信頼回復に努めてまいります。

昨年8月30日以降、活動が活発化している阿蘇中岳第一火口は、5月10日以降噴火停止が続いたものの、5月20日には再び小規模噴火を起こし、引き続き不安定な状態が続いております。季節は観光シーズン、登山シーズンに入り、火山活動の平穏化が望まれますが、人命

を第一に、関係機関と情報共有、連携強化を進め、十分な安全対策を講じてまいります。5月24日は本年で3回目となる避難訓練を区や自主防災組織、消防団と関係機関の協力の下、内牧5地区の住民の方々を対象に実施しました。九州北部豪雨災害を教訓に、サイレンや避難行動、避難経路の確認、非常時の緊急体制を再確認するなど、大変有益な訓練となりましたが、引き続き3年前の悲劇を繰り返さないよう予防的避難に重点を置くとともに、各区長や自主防災組織、消防団と協議を重ね、全職員一体となり緊張感を持ってこの出水期を乗り切ってまいります。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

「阿蘇市生活相談センター」は、4月の開設以降、多くの相談が寄せられ、相談の内容も生活困窮、就労支援など多岐にわたっており、ハローワークをはじめ関係機関や民間支援団体と連携し、相談者の方々の状況に応じた自立支援を行っています。

ごみの減量化については、資源ごみ分別回収の品目に4月から「その他の紙」を追加し、回収を始めています。今月の環境月間に合わせ、市民全体の環境美化ボランティア活動として毎年実施している「ASOクリーン作戦」は、本年は6月27日、国道212号沿いをメインに行います。各地域における美化活動、不法投棄撲滅についても広報誌を通じ呼びかけるなど、隅々まで美しいまちづくりに向け、さらなる推進を図ってまいります。

【福祉課】

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するため、国による臨時福祉給付金、子育て世帯特例給付金が昨年度に引き続き本年度も実施されることになり、現在それぞれの申請受付期間に合わせた業務を進めています。昨年度と変わった給付額などの周知を十分行い、確かな給付業務に努めます。

【ほけん課】

4月に国民健康保険税率の改正及び介護保険料金の改正を行い、現在、広報誌等により周知を図っています。本算定により、納税通知書は7月中旬の発送を予定しており、市民の皆様方に御理解をいただけるよう、更に丁寧な周知に努めてまいります。医療費、介護費の負担増を防ぐためには、原因疾患である生活習慣病の重症化防止と早期発見・治療・予防が重要です。本年度は、特に健診未受診者対策に取り組み、受診環境整備のため後期高齢者医療保険の方も市内の医療機関で個別健診を受診できるようにしました。今後も、より多くの市民の方々に受診していただけるよう予防啓発を進めます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

降灰により、一部地域では路地野菜に続き、収穫前のお茶への被害も確認されました。3月議会において「阿蘇火山降灰地域園芸対策緊急支援事業」として、農作物に付着した火山灰を除去する洗浄機やブローア、給水タンク等約2,400万円の予算を追加しましたが、更に降灰被害拡大の恐れがあることから、緊急的な措置として同事業に約6,800万円を専決処分し、対応させていただきました。

抜本的な降灰対策としては、雨よけハウスの導入、被覆材の交換、火山灰に耐性のある作物転換等に取り組むことが重要であり、今後それらの要望が盛り込まれた国の事業採択の基本となる熊本県防災営農施設整備計画に基づき事業を進めてまいります。

また、国営大野川上流土地改良事業は、大蘇ダム本体の浸透対策のため、約 126 億円の追加予算が示され、現在 3 回目の計画変更手続きが進められています。しかしながら、事業期間の長期化、社会情勢や農業環境の変化によって、地域の状況は大きく変わり、当初の水利用営農計画が困難な状況となっています。このことから、今回の計画変更に合わせて本市においても受益地の見直しや企業参入を含めた農業振興を進めてまいります。

その一環として、5 月 19 日熊本県庁で夏秋トマトの生産提供について、株式会社モスフードサービス、株式会社モスフードマルミツと企業参入に関する調印書を熊本県副知事立ち会いのもと行いました。担い手農家が減少する中、地元農家の育成はもちろんでありますが、新たな地域の担い手対策として新規就農者の受け入れや企業参入に努めます。

【観光課】

昨年の噴火以降の風評被害に対し、正確な情報を発信するため、ホームページ掲載、観光キャンペーンでのステージ告知、チラシ配布、情報誌やラジオによる情報発信などを行い、安心して起こしただけのことを PR してきました。現在の入り込み状況として、山上では日本人観光客は減少しているものの、外国人観光客は増加しており、また主な施設の来客数は昨年同様となっており、今後も継続して正確な情報発信を行います。

【まちづくり課】

4 月 19 日、総称を「阿蘇草原保全活動センター」として、環境省の「草原学習館」、市の「草原情報館」がオープンしました。草原保全・地域振興・農畜産業の接点となる施設として十分にその役割・機能を果たせるよう地域や関係機関と連携を深め取り組んでまいります。

地域経済の活性化を目的とした「プレミアム付き商品券（阿蘇市 2 割お買い得券）」は、7 月 1 日から市内各所、市役所本庁及び支所、商工会、インフォメーションセンター、道の駅で総額 3 億円分を販売します。利用期間は、来年 1 月 31 日までの 7 カ月間とし、観光客の方々への販売も予定しており、観光消費拡大にもつなげたいと考えています。また、就学前の子ども世帯を対象に割引特典を設けるなど、商品券を通じた子育て支援策も併せて進めます。

定住化対策は、取り組みの一つである「空家バンクの構築」について、すでに物件調査を実施し、所有者へ貸与の意思や条件等の確認作業を行っています。了承を得た物件から、順次その詳細をホームページ上に掲載し、定住案内窓口の体制整備を図ります。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

九州北部豪雨災害で被災した西岳川に架かる西浜橋と黒流橋は 4 月に開通、また黒川に架かる鷺の石橋と山田橋は、一部取付道路等の工事が残っていますが、橋梁部分は完成し、先日住民の方々との渡り初めを行いました。災害時の避難道路を兼ねる内牧千丁線と下西河原塩井線は、用地購入に向け用地測量や不動産鑑定を行っています。

中九州・地域高規格道路は、滝室坂道路の事業化に向けた調査設計が現在行われており、

本年度は新たに竹田阿蘇間が「計画段階評価を進めるための調査区間」の指定を受け、事業化が進んでいます。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

各小中学校では新学期が始まり、学校長の経営方針の下、新しい陣容で活気に満ちた教育活動を展開しています。5月には、阿蘇小・内牧小・山田小、波野小中学校の合同運動会や一の宮中・阿蘇中学校の体育大会が終了しました。

一の宮中校区統合小学校建設工事は、順調に工事が進捗しています。一の宮中学校グラウンドについては面の整備が終了し、残る屋外トイレ及び駐車場と外周の舗装等の整備が年度内に完了する予定です。

小中学校の電子黒板は、議会の御理解をいただき、2学期から残り43台を導入すべく準備を進めています。情報化社会に対応した事業を目指し、児童生徒の学習意欲を高め、学ぶ態度づくりと学力の向上に努めます。

社会教育は、4月24日に生涯学習講座を開講、趣味や特技を生かし、生涯を通じて楽しく学習する受講生680名の参加のもと、主催講座7講座、自主講座39講座がスタートしています。

阿蘇世界文化遺産は、阿蘇の世界文化遺産の登録に向けた重要な文化的景観の国選定に向け、景観法に基づく景観計画、景観条例の制定、また文化的景観の重要な構成要素である草原等に係る管理者の同意取得など合意形成を図るため、4月から6月にかけて7市町村ごとに行政区長・原野管理の代表者を対象とした地域別座談会を開催しています。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

4月1日付けで4名の医師に着任いただき、常勤医師9名体制となりました。外来担当医師の増加により、診察待ち時間の短縮と医師の負担軽減が図られています。

また、阿蘇地域は県内でも糖尿病患者の割合が高い地域です。重症患者の方々に適切な治療を提供するため、4月から専門外来である「糖尿病・代謝・内分泌内科」を新設しています。更に今後、がん治療の外来化学療法ができるよう体制を整え、急性期医療はもちろんのこと糖尿病、がん医療においても地域拠点病院として役割を果たしていき、阿蘇医療圏内での完結型医療の構築を進めます。

以上、6月定例会開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、「市長の諸般の報告」を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第5、これより市長の「提案理由」の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成27年第4回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され、原則同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号「専決処分した平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第10号補正であります。本件は、年度内の財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、特別交付税等を増額し、国・県支出金、繰入金及び市債等を減額、歳出ではA S O環境共生基金及びA S O田園空間博物館基金の積立金を増額し、各種事業の実績に応じて所要の調整を行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,999万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を181億8,635万5,000円としました。

承認第4号「専決処分した平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第7号補正であります。本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金及び繰入金等に伴う増減を、歳出では歳入の確定に伴う財源調整を行っております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5,338万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を42億8,515万8,000円としました。

承認第5号「専決処分した平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第6号補正であります。本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、介護保険料、国庫支出金及び繰入金等に伴う増減を、歳出では歳入の確定に伴う財源調整を行っております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5,402万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を30億7,249万7,000円としました。

承認第6号「専決処分した平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第5号補正であります。本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告

し、承認を求めるものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 746 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 3 億 9,096 万 7,000 円としました。

報告第 3 号「調整した平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 6 号補正であります。収益的収入では、医業外収益の国保会計からの補助金を増額し、総額 18 億 3,383 万 4,000 円としました。収益的支出では、非常勤職員の人件費、診療材料等の材料費、光熱水費等の経費及び固定資産の除去費等の増減を行い、総額 23 億 3,411 万 9,000 円としました。

資本的収入では、国保会計からの補助金を計上し、総額 4,216 万円としました。

報告第 4 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について」

本件は、繰越し明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越し計算書を調整し、報告するものであります。

報告第 5 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項に基づき繰越し計算書を調整し、報告するものであります。

報告第 6 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計継続費繰越し計算書の報告について」

本件は、継続費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の既定に基づき繰越し計算書を調整し、報告するものであります。

報告第 7 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について」

本件は、繰越し明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越し計算書を調整し、報告するものであります。

報告第 8 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越し計算書の報告について」

本件は、建設改良費の一部について年度内竣工が困難となったため、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により事業の繰越しを行ったので、同条第 3 項の規定に基づき繰越し計算書を調整し、報告するものであります。

報告第 9 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について」

本件は、資本的支出予算に係る継続費が継続年度を終了したので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、継続費生産報告書を調整し、報告するものであります。

承認第 7 号「専決処分した平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。本件は、熊本県が農作物の生産の関する支援として昨年度に引き続き今年度 4 月補正予算において阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業費補助金を専決処分したことに伴い、歳入歳出ともに所要額を計上したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4,270 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 169 億 7,292 万 2,000 円としました。

議案第 47 号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」

本件は、行政財産の使用料の額の算定について、現状に即した算定を行うことができるよう本条例の一部を改正するものであります。

議案第 48 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

本件は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 11 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 49 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成 27 年 4 月 10 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 50 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 51 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 52 号「阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」

本件は、阿蘇医療センターにおける専門的知識を必要とする職について、国家資格における民間給与との格差を考慮し、必要な人材の確保を促進するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 53 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。本件は、国庫支出金を財源とし、昨年度から引き続き臨時福祉給付金、事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金、給付事業費補助金等を、県支出金を財源とし、生産総合事業費補助金（強い農業づくり交付金）、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金等を、また人事異動等に伴う人件費の増減等を計上するものであります。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6 億 4,912 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 176 億 2,205 万 1,000 円としました。

議案第 54 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。本件は、人件費調整に伴い補正するものであります。

歳入では繰入金金を、歳出では総務費のうち一般管理費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 579 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 46 億 2,402 万 2,000 円としました。

議案第 55 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。本件は、低所得者の第 1 号保険料軽減強化と人件費調整に伴い補正するものであります。

歳入では、繰入金のうち一般会計繰入金を、歳出では総務費のうち一般管理費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 15 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 30 億 8,121 万 9,000 円としました。

議案第 56 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。本件は、人件費調整に伴い補正するものであります。

歳入では、繰入金のうち一般会計繰入金を、歳出では総務費のうち一般管理費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8,898 万 1,000 円としました。

議案第 57 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。既定の歳出予算の組み替えをいたしましたので、歳入歳出予算総額について変更はありません。

議案第 58 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。本件は、人件費調整に伴い補正するものであります。収益的支出において、上水道事業費及び簡易水道事業費を 270 万円追加し、収益的支出総額を 4 億 8,267 万 1,000 円としました。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

報告第 10 号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 11 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 12 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案等 30 件（承認 7 件、報告 10 件、条例 6 件、予算 6 件、諮問 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、これより委員会室におきまして全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん、

御出席の程をお願い申し上げます。10時50分から開会したいと思います。お願いします。

午前10時42分 散会